

第6章 基本目標と目標達成への取組

第6章では、本市の地域特性や課題及び前章で設定した目指すべき方向等を踏まえ、基本的な目標と目標達成のための具体的な取組を示します。取組全体の体系は次のとおりです。

図6-1 取組の体系



1 人と自然がふれあうまちづくり

基本目標

(1)身近な自然環境の保全

【現況と課題】

原生的で貴重な自然ばかりでなく、私たちの身近にある自然も多様な動植物の生育・生息環境となっており、人々に安らぎと潤いを与えています。本市の自然はそのほとんどが人の生活と密接に係る二次的自然であり、そのような自然は、人の手が加わることで、良好な状態に保たれてきました。

しかし、近年は手入れの行き届かない森林や耕作放棄地の増加により、身近な自然も荒廃が目立つようになってきました。

アンケートの結果からは、

- ・「以前は身近なところにいた生物を見かけなくなった」との声が多くありました。
- ・「市が重点的に進めるべき施策」の「自然環境分野」で「遊歩道や親水空間など自然とのふれあいの場の整備」が57.1%で2番目に多くなっています。

《二次的自然》

二次的自然とは、人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のことを言います。里地里山を構成する水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地などの草原などがこれに当たります。二次的自然は、人が手を加え続けることによって維持されてきましたが、放棄されると遷移が進み、二次的自然に特有の動植物が生息できなくなります。近年は、里地・里山など二次的自然の放棄が進行し、以前は普通に見られたメダカやタガメも、絶滅危惧種とされるほど減少しました。

【目標達成への取組】

①自然とのふれあいの推進

私たちは、美しい自然の風景に感動したり、身近な自然に接して安らぎを覚えるなどして、自然の豊かな恵みを享受しています。自然とふれあう機会を増やすことは、人間が自然生態系の構成要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深めることにつながります。日常生活や余暇活動などで人々が気軽に自然と触れ合える機会を増やすことが重要です。

【施策事業】

市民参加による身近な野生生物経年調査 《環境課》

身近な生き物や外来種などについて、市民参加のもとに調査し、野生生物に対する理解を深める機会の創出を図ります。

樹木ネームプレートの整備 《農政課》

公園や遊歩道沿いの樹木などにネームプレートを設置し、実際の樹木を見て、触れて学べる場所を増やします。

学校教育における自然体験学習の充実 《教育委員会、農政課、環境課》

野外活動や農林業体験などを通じて、児童生徒が自然と触れ合える機会を設け、自然体験学習の充実に努めます。

環境教育指導者研修会の開催 《環境課》

自然とのふれあい推進のための人材育成として、環境教育指導者研修会を開催します。大学などと連携し、研修内容の確立やメニューの充実に努めます。

研修修了者などを環境教育指導者として登録し、様々な事業の講師として活躍の場を提供するとともに、市民グループ単位などで行なわれる環境出前講座(仮称)などに講師として派遣できるように検討します。

遊歩道等の整備 《農政課、建設課、環境課》

森林や河川において安全に安心して散策できるような遊歩道を整備するとともに、自然について解説する案内板等の整備を行います。



《山の神千本桜》

標高約800mの山頂にある神社につながる参道(山道2.4km)沿いの桜並木。本市大鳥居地内にあります。麓から山頂へと順に咲き移り、陽気によっては天に昇る龍のように咲きそろう年もあります。山頂の神社までは登山道を登ること約50分。甲府盆地を隔てて望む八ヶ岳や南アルプスの山々は絶景です。

出典：市ホームページ

市民の役割	事業者の役割	市の役割
身近な自然や生物に意識を向け、市が開催する自然とのふれあいに関する事業などに機会を見つけて参加します。	市が開催する研修会などへの参加を職員に促します。	身近な自然の状況の把握に努め、市民や児童生徒の自然とのふれあい活動を促進します。

②森林の保全・活用

森林は、木材の生産のほか、水源かん養、土砂流出防止、二酸化炭素吸収などのさまざまな公益的機能を有しています。本市では、主に南部の豊富地区に豊かな森林が分布しています。野生生物の生育・生息空間としてばかりでなく、私たちの生活を守る基盤として、保全していく必要があります。

【施策事業】

企業の森推進事業《農政課、商工観光課、環境課》

近年、企業のCSR(社会的責任)に対する関心が高まっており、環境保全、社会貢献など幅広い分野で活動が見られます。森林整備に直接的、間接的に取り組む企業も増えてきました。具体的には、

- ・社有林をフィールドミュージアムなどとして市民に開放
- ・社員ボランティアによる下刈、除伐などの作業の実施
- ・森林教室・自然観察会などの実施

などの活動が見られます。こうした活動と地域を結びつける方策について検討します。

林業と観光の連携の推進 《農政課、商工観光課》

林業体験を観光プログラムの一つとして提供する方策を検討します。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
森林の持つ公益的機能に対する理解を深めるとともに、自然観察会などへ機会を見つけて参加します。	企業のCSR活動の一環として森林整備事業などへの取組の導入を検討します。	森林の持つ公益的機能について啓発を行います。また、林業と観光の連携方策について検討します。

《森林の価値》

森林は地球環境や人間生活の維持において、重要な役割を果たしていますが、その便益に対して対価が支払われることはありません。しかし、ひとたびこの恵みが失われると、私たちの生活に重大な影響が及びます。

森林の価値を定量的に評価したものとしては、日本学術会議の「地球環境・人間生活にかかわる農業及び林業の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」があり、わが国の森林の価値を約75兆円と試算しています。この報告書の評価方法に基づき、本市の森林の価値の一部を試算しました。県内では本市の森林面積は多くはありませんが、それでも多大な恩恵を受けていることが推測されます。

表6-2 中央市の森林の価値(貨幣換算、年額)

機能の種類		評価額(千円)
地球環境保全	二酸化炭素吸収	41,931
土砂災害防止・土壌保全	表面浸食防止	705,489
	表層崩壊防止	182,399
水源涵養	洪水緩和	117,648
	水資源貯留	209,767
	水質浄化	282,929
計		1,540,163

基本目標

(2)良好な田園景観の確保

【現況と課題】

本市の土地利用を見ると、県全体に比べて、農地の割合が多くなっています。地形や気候、流通面などで恵まれた条件にあるため、優良な農地景観も維持されてきました。しかし、農業の担い手不足などから、耕作放棄率が年々増加しており、その割合は、耕地の10.3%を占めるまでになっています(平成17年度)。

このようなことを背景に、市民アンケートの結果では、「市が重点的に進めるべき施策」の「自然環境分野」で、最も多くの人が「優良な農地、田園景観の保全」を選択しています(58.5%)。

【目標達成への取組】

①優良な農地の保全

農産物は本市の特産物です。特色ある農業を支え、優良な農地を守るため、消費者ニーズの変化に対応した高付加価値農産物の生産や、担い手育成、販路拡大など立地条件を活かした「都市近郊型農業」としての産地の強化が必要となっています。

農業の持つ国土保全、環境保全などの様々な公益的機能を適正に評価し、優良な農地を保全するため、以下の取組を進めます。

【施策事業】

環境保全型農業の推進《農政課》

農業協同組合等と連携し、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らし、農業生産活動における環境負荷の低減を図ります。また、環境負荷の少ない農産物の生産技術の開発を進めるとともに、地域循環型農業の確立を進めます。

これらに加え、特別栽培農産物表示に基づき、環境保全型農業で生産された農産物の良さや環境保全上の効果などをPRしていきます。

農産物のブランド化《農政課》

生産の奨励と販売の強化を行い、特に、地域ブランドを確立するため、地域団体商標の登録を検討します。

エコファーマーの奨励《農政課》

本市が持続的環境保全型農業の先進地として認識されるよう、認定を希望する農家を支援するとともに、エコファーマー制度の周知を図ります。

《エコファーマーとは》

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境に配慮した農業に取り組む農業者を「エコファーマー」として県が認定するものです。

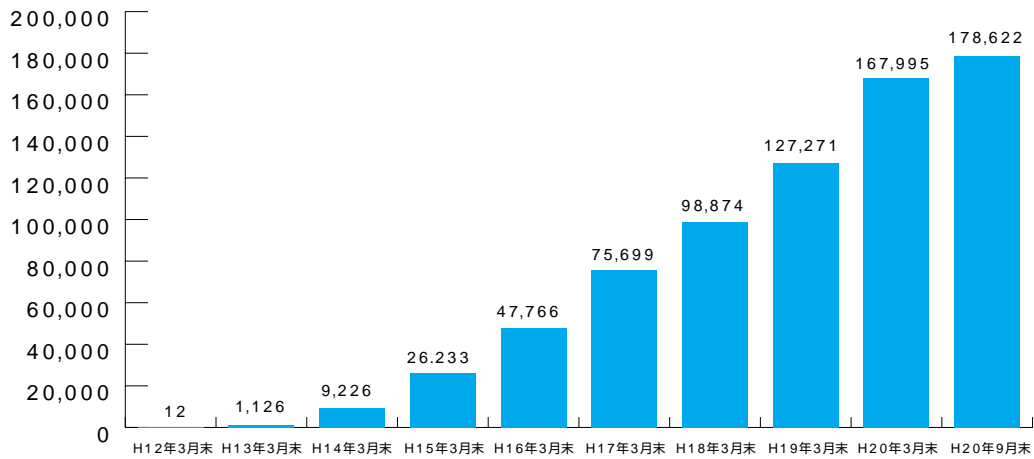
「エコファーマー」とは、県で定めた栽培指針に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減に関する技術を実践していく農業者の呼称です。

「エコファーマー」の設定を受けると、環境保全型農業導入資金の償還期間延長や貸付金の増額、特定の農業機械取得における課税の特例などの支援措置が受けられます。

また、認定を受けることで環境にやさしい農業の実践農家として、出荷箱に「エコファーマー」と表示したり、農産物にシールを添付するなどして販売PRに結びつけることも可能となります。

(出典：山梨県ホームページ)

図6-2 エコファーマー認定件数の推移(出典：農林水産省ホームページ)



市民の役割	事業者の役割	市の役割
地元産の農産物や低農薬栽培農産物などの優先的な購入に努めます。	農業生産活動における環境負荷の低減に努めます。農産物の生産技術の開発を進めるとともに、地域循環型農業の確立を図ります。	環境保全型農業、エコファーマーなどに関する情報提供や、地元産農産物のPRなどを行い、地域の農業の活性化を図ります。

②遊休農地の活用

本市の平成17年の農地面積は739haで、この内、耕作放棄地は76haとなっており、耕作放棄率は10.3%となっています。農地面積は、都市化が進む玉穂、田富地区を中心に年々減少しています。耕作放棄地の面積は平成7年以降横ばい状態ですが、経営耕地面積の減少に伴い、耕作放棄率が上昇しています。

豊かな田畑は恵みを生み、その美しい景観は、安らぎを与えてくれます。豊かなふるさとの農地を未来に引き継いでいくことが大切です。

【施策事業】

認定農業者の育成・支援《農政課》

プロフェッショナルな農業者を育成・支援し、農地の有効利用をすすめることで遊休農地の解消を図ります。

地域農業を支える体制づくり《農政課》

耕作放棄地の目立つ中山間地域では、生産体制の効率化、設備や農地の効率的な利用、さらには地域の活性化を視野に入れ、集落営農の導入を促していきます。

クラインガルテンや体験農業等による農地の有効利用《農政課、商工観光課》

休耕地や耕作放棄地の中で、再耕作が難しくなっているものをクラインガルテンや体験農場に転用する取組を検討します。

また、利用者をサポートする農業指導者の育成と確保を図ります。

エネルギー作物栽培の推進《農政課、環境課》

本市の特産品であるトウモロコシの残渣(ざんさ)と耕作放棄地に栽培するソルガムを原料にしたバイオ燃料の製造に関する研究を推進します。

《バイオ燃料製造と普及の効果》

トウモロコシ残渣と耕作放棄地で栽培するソルガムから作られるバイオ燃料の導入が進んだ場合次のような効果が期待されます。

- ・廃棄物が有効活用される
- ・温室効果の高いメタンの発生が抑制される
- ・先進性・話題性が高い
- ・地域における環境教育効果が高い
- ・特産品の宣伝、農業の活性化、雇用促進




図6-3 バイオ燃料の利活用



市民の役割	事業者の役割	市の役割
地元産農産物の優先購入に努めます。	生産体制の効率化、設備や農地の効率的な利用に取り組みます。	農業者の育成・支援、体制作りなど地域農業の活性化に取り組みます。また耕作放棄地の有効利用を検討するほかバイオ燃料製造に関する研究に研究機関等と連携して取り組みます。

③地産地消の推進

食の安全や環境への関心の高まりから、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消が注目されています。

市内には、「道の駅とよとみ」と「農産物直売所た・から」の二つの地場農産物直売所があり、開設以来順調な運営状況が続いています。

農業の復興や地域の活性化ばかりでなく、環境の保全のためにも、より一層の地産地消を進めます。

【施策事業】

「道の駅とよとみ」と「農産物直売所た・から」の体制強化 《農政課》

両直売所を運営している組合を支援するとともに、直売所の知名度の向上に努めます。



出典：農産物直売所た・から日記ホームページ

観光との連携による特産品のPRと消費拡大 《農政課、商工観光課》

地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大を図るとともに、地域農業の現状や歴史を学ぶ機会を設けます。

学校給食における地域農産物の利用拡大《農政課、教育委員会》

学校給食において地元農産物の利用を進めます。課題となっている安定供給については、地域農家との連携を強化し、改善を図ります。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
地元産農産物の優先的購入に努めます。農産物の収穫体験などに参加するなどして、地域農業への関心を深めます。	生産体制の効率化、設備や農地の効率的な利用に取り組みます。行政と連携し、農産物の地元消費の仕組みづくりを図ります。	地元農産物や直売所のPRを行います。事業者と連携し、農産物の地元消費の仕組みづくりに取り組みます。

基本目標

(3) 緑地の保全、緑化の推進

【現況と課題】

児童・生徒のアンケート結果では、身の回りの環境について、「自然や緑が豊かだ」と「公園など遊ぶ場所が安全」に対する満足度が高くなっています。「とてもそう思う」と「少しそう思う」を合わせた回答率は、それぞれ69.1%、57.4%です。

一方で、市民アンケートでは、市が重点的に進めるべき施策として、「遊歩道や親水空間など自然とのふれあいの場の整備」を多くの人を選択しています。(57.1%)

これらのことから、身近な緑地や公園などが市民の生活の中で、大切な空間となっており適切な整備や管理の継続が望まれているものと考えられます。

街路や公園などの緑地を計画的に整備し、市全体としての緑地の保全、緑化の推進を図っていきます。

【目標達成への取組】

①公園・緑地の保全・管理

本市には、大小さまざまな公園があり、市民の憩いの場となっています。街路や公園などの緑地を適切に管理していきます。

【施策事業】

街路樹の管理・整備《建設課》

街路樹の定期的な剪定や除草などの管理を行います。また、街路樹の整備にあたっては、在来種など地域にあった樹種を選定するなどして、特色ある地域の景観づくりを図ります。

公園等の管理《管財課》

公園等の緑地については、必要に応じて剪定や除草などの管理を行い、園内の明るさを保つなどして、市民が安全で快適に利用できるようにします。



豊富シルクの里公園(出典：市ホームページ)

②緑化の推進

公共施設や公園、街路において緑化を推進するほか、緑化ボランティア団体等の活動を支援します。

また、学校教育においても、緑の大切さについて理解を深めることができるよう、校内における緑化活動等を推進します。

【施策事業】

緑化運動、花いっぱい運動の推進《農政課、環境課》

市民が行う緑化運動や花いっぱい運動を支援します。

記念樹プレゼント事業の検討《農政課》

出生、入学などの記念日に、希望する市民に記念樹をプレゼントすることを検討します。人生の節目をお祝いするとともに、市民の手による植樹活動が新たに開始されることが期待されます。

緑化推進委員会の設置の検討《農政課、環境課》

市民、事業者、行政が連携して市内の緑化を推進するため、緑化推進委員会を設置について検討します。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
宅地内の緑化に努めます。地域ぐるみの緑化活動等に参加します。	開発等を行う際は、自然の緑を残したり、緑地帯を設けます。地域ぐるみの緑化活動等に参加します。	公共施設や公園、街路において緑化を推進するほか、ボランティア団体等の活動を支援します。また、学校教育において緑化活動を取り入れます。

基本目標

(1)大気汚染の防止

【現況と課題】

山梨県が実施している大気汚染状況常時監視の平成19年度の結果(南アルプス測定局)では、浮遊粒子状物質(SPM)と二酸化窒素(NO_2)が、環境基準を超えたことはありません。

しかし、市民アンケートの結果では、市が重点的に進めるべき施策の「生活・都市環境分野」で「大気汚染・水質汚濁物質の排出防止対策」が53.2%で最も高くなっています。また、児童・生徒アンケートでも「環境を守りよくしていくために大事なこと」として、「きれいな空気や水を守っていくこと」が53.9%で2番目に位置づけられています。

これらのことから、汚染物質の排出を抑制し、清浄な大気を保っていくことは、市民が望んでいる重要な取組であると考えられます。

【目標達成への取組】

①大気汚染物質の排出抑制対策の推進

大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、県等と連携して大気汚染物質排出の規制、指導を行います。

【施策事業】

工場、事業場における大気汚染物質排出抑制指導《環境課》

工場、事業場におけるばい煙等の排出基準や特定粉じん等作業の作業基準の遵守状況を県と連携して監視し、指導を行っていきます。

ダイオキシン類対策《環境課》

廃棄物焼却炉については、平成14年の廃棄物処理法の改正による構造基準の強化に伴い、基準に対応できない施設は使用できなくなっています。また、年1回ダイオキシン類の測定が義務づけられています。

こうした規制について、県と連携した監視等の取組を継続していきます。

《焼却炉の構造基準》

平成14年12月1日から、施設規模の大小を問わず、すべての廃棄物焼却炉の基準が、次のとおり強化されました。(一般家庭の簡易なゴミ焼却炉も対象となります。)

1. 焼却設備の構造

外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)

空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、廃棄物を焼却できるものであること。

燃焼室ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(注): 廃棄物処理法の許可対象施設には、さらに厳しい基準が適用されます。

2. 焼却の方法

煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。

煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

光化学オキシダント対策《環境課》

県や関係機関と密接に連携して、光化学スモッグの発生や被害発生時の処置に関する的確な情報提供を行っていきます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
野焼きを行わないようにします。自動車での移動をさげ、公共交通機関や、近くなら自転車の利用や徒歩での移動に努めます。	野焼きを行わないようにします。排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制に取り組みます。法令等に基づく届出を行い、大気汚染物質の排出基準を守ります。	公害の監視・指導を行います。法令等に基づく届出行為を周知・徹底し、公害防止のための助言などを行います。

②自動車排出ガス対策の推進

自動車は、窒素酸化物(NO_x)や浮遊粒子状物質(SPM)等を排出するため、大気汚染の原因となっています。国では、平成13年に「自動車 NO_x ・PM法」を制定し、排ガス規制値の強化を行っています。自動車は、また、地球温暖化原因物質である CO_2 の大きな排出源でもあり、環境への負荷の少ない自動車の普及が求められています。

【施策事業】

市役所における低公害車の積極的導入《管財課》

本市の公用車のうち、現在3台が、ハイブリッドなどの低公害車です。今後、積極的な導入を進め、市が率先して自動車排出ガス対策、地球温暖化対策を進めます。

自動車省CO₂対策推進事業の普及《環境課》

環境省では、CO₂等の排出量の削減に関する自主的な取組を促進し、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスの普及を図るための「自動車省CO₂対策推進事業」を実施しています。この事業について、様々な機会をとらえて紹介し、本市での普及を図ります。

《自動車省CO₂対策推進事業の概要(平成20年度)》

出典：環境省報道発表資料

事業の概要

(1) 計画の認定(詳しくは認定要領を御覧ください)

ア. 募集対象

自動車NO_x・PM法の対策地域を運行する車両を使用する事業者(一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、その他の事業者。自家用、営業用は問わない。)

イ. 計画の提出

事業者はCO₂の削減目標、新長期規制適合かつ燃費基準達成のトラック・バスの代替等を内容とする計画(自動車省CO₂対策推進計画)を提出いただきます。

(2) 認定を受けた者に対する車両導入補助

ア. 補助事業者

自動車省CO₂対策推進計画について環境省の認定を受けた事業者

自動車省CO₂対策推進計画について環境省の認定を受けた事業者が利用するリース事業者

イ. 補助対象車両

自動車NO_x・PM法の対策地域を運行する予定である重量車燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バス

トラック 最大積載量4t以上(架装前の諸元)

バス 車両の長さ7m以上

ウ. 申請台数の範囲

本補助事業を利用する場合の申請台数として、下限及び上限があります。

エ. 車両購入費の一部補助

通常車両価格との差額の1/2以内(自動車省CO₂対策推進計画を認定する時点で確定します。)

エコドライブ運動の普及《環境課》

県では、平成16年度から環境に配慮した運転をする「エコドライブ運動」を推進しています。次に示す「エコドライブ10のすすめ」について、宣言・実行するもので、宣言者にはステッカーを配布しています。積極的な広報活動を実施し、本市における取組の普及を図ります。

《エコドライブ10のすすめ》

出典：山梨県ホームページ

アイドリングストップ

「無用なアイドリングをやめましょう。」

ふんわりアクセル『eスタート』

「やさしい発進を心がけましょう。」

加減速の少ない運転

「車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」

早めのアクセルオフ

「エンジンプレーキを積極的に使いましょう。」

エアコンの使用を控えめに

「車内を冷やし過ぎないようにしましょう。」

暖機運転は適切に

「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。」

道路交通情報の活用

「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」

タイヤの空気圧をこまめにチェック

「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」

不要な荷物は積まずに走行

「不要な荷物を積まないようにしましょう。」

駐車場所に注意

「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

市民の役割	事業者の役割	市の役割
自動車での移動をさげ、公共交通機関や近くなら自転車の利用や徒歩での移動に努めます。エコドライブに取り組みます。	低公害車の導入に努めます。排出ガスに係る規制適合トラック等の導入を図り、所有車両の適切な整備を行います。社員にエコドライブの実施を促します。	公用車への低公害車の導入を進めます。エコドライブや自動車公害防止に関する普及・啓発を行います。

基本目標

(2)水質汚濁の防止

【現況と課題】

市内の小河川が流れ込む鎌田川の水質は改善傾向にあります。市内の河川は全体としては改善していると推測されますが、個別の河川や測定年度によっては、高いBOD値が観測されています。

市民アンケートの結果では、市が重点的に進めるべき施策の「生活・都市環境分野」で「大気汚染・水質汚濁物質の排出防止対策」が53.2%で最も高くなっています。

児童・生徒アンケートでも「環境を守りよくしていくために大事なこと」として、「きれいな空気や水を守っていくこと」が53.9%で2番目に位置づけられています。また、「身の回りの環境に対してどう思っているか」という問で、「川や水路の水がきれい」かどうかについては、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」を加えると32.2%になり、否定的な回答が多くなっています。

これらのことから、引き続き汚染物質の排出を抑制し、良好な水質の確保していくことが重要な取組であると考えられます。

【目標達成への取組】

①水質汚濁物質の排出抑制対策の推進

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、県等と連携して水質汚濁物質排出の規制、指導を行います。

【施策事業】

工場、事業場の排水基準遵守指導《環境課》

水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者に出発を義務付けるとともに、排水基準を定めています。県では、さらに条例により、厳しい基準(上乘せ基準)を定め排水規制を強化しています。このような排水基準の遵守状況を県と連携して監視し、指導を行っていきます。

事業者の役割	市の役割
法令に基づく届出を行い、排出基準を遵守します。排水の環境負荷(化学物質、農薬、雑排水等)の低減に取り組みます。	公害の監視・指導を行います。法令等に基づく届出行為を周知・徹底し、公害防止のための助言などを行います。

②生活排水対策の推進

水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活排水が全体の約7割を占めると言われています。

本市では、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の普及などにより生活排水処理対策を進めています。

本市の生活排水クリーン処理率(生活排水が処理施設により処理される人口の割合)は、平成20年3月現在、87.4%となっており、県全体の平均を上回っています。しかし、市内河川等における水質の向上に対する市民の要望は強く、さらに処理率の向上を図る必要があります。

【施策事業】

公共下水道事業の推進《下水道課》

家屋等が近接している地域では、公共下水道の普及を進めます。

合併処理浄化槽の適正な管理の促進《環境課》

合併処理浄化槽の適正な管理を促進するため、県と連携を図りながら、検査等を実施します。

農業集落排水処理施設《下水道課》

豊富地区の農業集落排水事業については、地域の地形及び集落分布や財政状況を踏まえ、地域や関係者の理解を得つつ推進します。

コミュニティプラント《下水道課》

田富よし原処理センターについては、施設の老朽化に対する対応策を検討した後、公共下水道への接続問題への対応を検討します。

公共用水域水質の測定《環境課》

市内の河川について、BOD値を測定し、その経年変化を観測します。

- ・測定地点...玉穂地区9地点、田富地区14地点、豊富地区2地点。(平成20年度)
- ・測定回数...年1回

地下水水質測定《環境課》

市内の井戸について、pH、大腸菌群数、電気伝導率、塩素イオン濃度を測定し、その経年変化を観測します。

水生生物による水質調査《教育委員会、環境課》

県は、児童や一般市民の参加を得て、河川に住むさまざまな生物(カワゲラ、サワガニ等30種の水生生物)の生息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を調査する事業を実施しています。この事業への積極的な参加を促します。

参考 水質階級と指標生物

きれいな水()	少しきたくない水()	きたくない水()	大変きたくない水()
カワゲラ ヒラタカゲロウ ナガレトビケラ ヤマトビケラ ヘビトンボ ブユ アミカ サワガニ ウズムシ	コガタシマトビケラ オオシマトビケラ ヒラタドロムシ ゲンジボタル コオニヤンマ スジエビ ヤマトシジミ イシマキガイ カワニナ	ミズカマキリ タイコウチ ミズムシ イソコツブムシ ニホンドロソコエビ タニシ ヒル	セスジユスリカ チョウバエ アメリカザリガニ サカマキガイ エラミミズ

出所：環境省報道発表資料(平成19年度)

生活排水の環境負荷低減に関する啓発《環境課》

広報等を通じ生活排水による河川への環境負荷の低減に関する啓発を行います。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
油を流さないなどの日常的な心がけに努めます。浄化槽の適正な管理を行います。地域の河川清掃などに機会を見つけて参加します。	排水の環境負荷(化学物質、農薬、雑排水等)の低減に取り組みます。浄化槽の適正な管理を行います。地域の河川清掃などに機会を見つけて参加します。	生活排水クリーン処理率の向上を図ります。浄化槽の適正管理や生活排水による汚濁防止の啓発を行います。

基本目標

(3)騒音、振動、悪臭の防止

【現況と課題】

本市の公害苦情としては、悪臭、大気汚染、水質汚濁、騒音に関するものが多くなっています。具体的には、畜産関係に起因する悪臭、生活騒音、野焼きなどです。原因が近隣にあるものがほとんどで、近所づきあいへの配慮から、長年にわたって我慢を続けてきたケースもまま見られます。また、外国籍住民の増加に伴い、生活習慣の違いから、夜間の近隣騒音に対する苦情も目立つようになってきました。

市民アンケートの結果からも、「周辺環境に関する満足度」において、「まちの静かさ」に対する不満層の割合は、「公共交通の整備状況」「川や水路の水のきれいさ」に次いで多くなっています。これらのことから、ルールの徹底や、近隣への配慮などの意識づけを図っていく必要があります。

【目標達成への取組】

①公害防止対策の推進

騒音、振動については、「環境基本法」に基づき、環境基準が地域の特性に応じて定められており、また、「騒音規正法」「振動規正法」により、工場や建設作業、自動車交通から発生する騒音、振動について規制地域を定め規制が行われています。

これらの規制に基づいた監視・指導を行うほか、マナーや近隣への配慮意識が広まるよう普及・啓発を推進していきます。

【施策事業】

騒音に対する監視、指導《環境課》

一般環境騒音、自動車交通騒音に対しては、地域の土地利用状況や時間帯に応じて環境基準が定められています。それぞれの環境基準を維持、達成するために県と連携して指導や監視を効果的に行っていきます。

生活騒音防止に関する普及・啓発《環境課》

お互いが気持ちよく生活するためのマナーやモラルに関する啓発を行うとともに、必要に応じて指導を行っていきます。

振動に対する監視、指導《環境課》

振動については、規制地域が指定され、土地の利用形態等により、規制基準が定められています。この規制に基づき工場・事業場等の監視、指導を実施します。

悪臭防止のための監視、指導《環境課・農政課》

悪臭については、平成17年2月から人の嗅覚を用いて測定する方法を取り入れた、嗅覚指数規制が導入され、規制地域が指定されています。本市においては、畜産関係に起因する悪臭への苦情が多く寄せられています。発生源への未然防止指導等を行っていきます。

悪臭防止のための普及・啓発《環境課》

近年、ごみ処理やペットの飼育など家庭生活に伴う、悪臭苦情が増加傾向にあります。マナーやモラルの向上のための普及・啓発を実施していきます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
日常生活の騒音、振動、悪臭で近隣に迷惑をかけないように配慮します。自治会などで、ルールづくりやコミュニケーションの活性化を図ります。	法規規制を遵守し、公害の発生を未然に防止します。近隣住民の生活に配慮した作業を行います。	公害防止のための監視・指導、普及・啓発を行います。問題の解決に向けて、コミュニティ活動の活性化を促進します。

基本目標**(4) 廃棄物減量、リサイクル****【現況と課題】**

本市の一般ごみと粗大ごみを合わせた廃棄物量は、高止まり傾向にありましたが、平成19年度に減少に転じました。リサイクル品の量は着実に増加しています。

市民アンケートの結果を見ると、市が重点的に進めるべき施策の「地球環境分野」では、「ごみ減量化・リサイクルの推進」が72.6%で際立って高くなっています。日常生活における環境配慮活動実施状況を見ても、「ごみの分別・リサイクル」は、「いつも行っている」、「時々行っている」を合わせると、91.9%にのびります。

児童・生徒アンケートでも、「日ごろ心がけていること」として、「ごみをきちんと分別する」ことを、88.0%の児童・生徒が「いつも」あるいは「時々やっている」と回答しています。一般市民ばかりでなく、子供たちについてもこの分野での意識の高さが伺えます。

しかしながら、本市ばかりでなく、我が国全体の問題として発生する廃棄物の量は膨大であり、処理施設の不足、処理コストの増大、不法投棄などが社会問題となっています。

本市では、平成18年11月に「中央市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民、事業者、行政が一体となつてごみの減量化とリサイクルによる循環型社会の実現を目指すこととしています。

【目標達成への取組】

①廃棄物の発生抑制

本市では、一般廃棄物を主に、可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源物の4つに分けて、回収、処理、資源化に取り組んでいます。

可燃物、不燃物については、市内約500箇所の集積場から収集を行っています。粗大ごみについては、玉穂、田富地区では年4回、豊富地区では年3回収集しています。資源ごみについては、品目ごとに収集日を指定し回収するほか、各庁舎に設置したリサイクルステーションにおいて回収、資源化を進めます。

今後は、分別の周知徹底、資源ごみの品目増加、「4R活動」の推進などを通じて、ごみの減量化と再資源化を一層進めていきます。

【施策事業】

ごみ出しに関するパンフレット配布、説明会の開催《環境課》

広報誌、チラシ、5ヶ国語パンフレットの配布や各地区説明会の開催などを通じて、ごみ出しのルール、マナー、分別方法などに関する普及・啓発を進めます。

生ごみの堆肥化の推進《環境課》

生ごみ処理機器の普及による生ごみの堆肥化を推進します。

ごみの有料化の検討《環境課》

本市では平成18年から指定袋の有料化を導入しています。最近では、様々な手法により有料化を導入する自治体が増えてきており、その効果を検証しつつ本市に合った手法について検討します。



4R活動の推進《環境課》

市民を中心に4R活動への協力を求め、環境に優しい生活スタイルを目指します。

リフューズ(Refuse).....「断る」ことです。

スーパーで使用するレジ袋や過剰包装など不必要なものは断りましょう。

リデュース(Reduce).....「減らす」ことです。

ごみを種類別にきちんと仕分けして、ごみの減量に取り組みましょう。

リユース(Reuse).....「再利用」することです。

使えるものはなるべく使用し、廃棄する前に再利用を検討しましょう。

リサイクル(Recycle).....「再資源化」のことです。

再利用しやすいように、ごみをしっかり分別しましょう。

グリーン購入の推進《総務課、管財課》

市の物品調達において、グリーン購入を進めるとともに、市民生活、事業活動におけるグリーン購入の普及を進めます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
4R活動を率先して実行します。 資源物収集に協力します。	過剰包装をしないようにします。再使用・再資源化しやすい商品の開発や販売に努めます。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの遵守と普及に取り組みます。	ごみの分別などに関する各種普及啓発を行います。4R活動を率先実行するとともにその普及を進めます。生ごみの堆肥化を進めます。

②リサイクルの推進

本市では、資源物の分別収集を、玉穂地区と田富地区では月1回各自治会の回収拠点で、豊富地区では地区のリサイクルステーションで実施しています。

また、このほかに玉穂、田富、豊富の3庁舎には24時間のリサイクルステーションを設置し資源物の回収と再資源化に取り組んでいます。

今後は、一層の普及・啓発を行い、また資源ごみの回収システムを充実させるなどしてリサイクル率の向上を図ります。

【施策事業】

資源ごみ回収システムの充実 《環境課》

空き缶、空きびん、ペットボトル、紙パックなどを自主回収するスーパーや小売店があります。そうした取組と市のリサイクル事業を組み合わせ、体系化することで、資源ごみの回収システムの充実に図ります。

リサイクルステーションの運営 《環境課》

各庁舎に設置している24時間リサイクルステーションの運営を引き続き実施します。

4R活動の推進(再掲)

市民の役割	事業者の役割	市の役割
4R活動を率先して実行しましょう。ごみ出しのルールを守ります。	オフィスでのリサイクルを推進しましょう。再使用・再資源化しやすい商品の開発や販売に努めましょう。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの遵守と普及に取り組みます。	リサイクルなどに関する各種普及啓発を行います。4R活動を率先実行するとともにその普及を進めます。資源ごみ回収システムの充実に図ります。

基本目標

(5)不法投棄、野焼きの防止

【現況と課題】

不法投棄とは、廃棄物処理法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄することをいいます。本県では、山間部が多いことから、山中の林道等において廃棄物が違法に投棄されやすい環境があり、他県から持ち込まれ投棄されるケースもあります。

本市では、平成19年度末で16箇所、3,679kgの不法投棄が確認されています。不法投棄物を回収し、周辺環境を回復するためには多額の費用がかかります。このため、不法投棄については事前に防止することが重要になります。

ごみの野焼きは、不法投棄と同様に廃棄物の違法処理に当たります。しかし、一般的に未だに認識が十分でない面があります。市民アンケートの自由意見でも、野焼きの防止に関する要望が多数みられました。さらなる普及・啓発が求められています。

本市では、平成20年7月に「中央市ごみのないきれいなまちにする条例」を施行しました。この条例では、ごみのポイ捨てや飼い犬のふん害の防止について規程し、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すこととしています。この条例に基づき、市民、事業者、行政等がそれぞれの責務を果たしていく必要があります。

【目標達成への取組】

①不法投棄等監視パトロールの実施

本市では、環境パトロールとして、環境監視員が市内を巡回し、不法投棄や野焼きの監視と早期発見に取り組んでいます。しかし、時間的、空間的に限られた対応にならざるを得ません。警察や地域住民等と連携した監視体制の整備について検討していきます。

【施策事業】

環境パトロールの実施 《環境課》

環境パトロールを継続して実施するとともに、有効な方法や体制の確立について検討します。

監視体制の強化 《環境課》

警察や地域住民と連携し、監視体制の強化に努めていきます。

②不法投棄・野焼き防止のための普及・啓発

不法投棄防止に関する普及・啓発《環境課》

不法投棄防止を呼びかけるポスター、チラシなどを作成、配布、看板を設置するなどして、地域ぐるみで監視の目を強化します。

野焼き防止に関する普及・啓発《環境課》

ポスター、チラシなどの作成、配布、また広報などを通じ野焼き防止に関する啓発をおこないます。

ポイ捨て防止、飼い犬のふんの処理に関する普及・啓発《環境課》

条例によりポイ捨てが禁止され、飼い犬のふんの処理が義務づけられていることの周知・徹底を図ります。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
不法投棄を見つけたら、市への情報提供に努めます。野焼き、ポイ捨てをしないようにし、散歩時などのペットのふんは持ち帰るようにします。	ポイ捨ての防止に関して、従業員の意識啓発を図ります。野焼きをしないようにします。	不法投棄、野焼きの監視体制の強化に努めるとともに、積極的な情報提供により、普及啓発を図ります。

《なぜ野焼きは禁止されているか》

低温でもものが燃やされると、ダイオキシン類が発生しやすくなります。素ぼりの穴や簡易な焼却炉等でごみを燃やすのは、低温での焼却となりやすく、また、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシン類のほか、煙や臭いの発生源となります。大気汚染の原因ばかりでなく、近隣の迷惑にもなりやすい行為です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、野焼きは原則的に禁止され、違反すると罰則が適用されます。「ちょっとだから」、「昔からやっているから」と庭先などでごみを燃やすことは、この法律に違反することになります。

なお、ごみ焼却禁止の例外としては、次のような行為があります。

- ・国、または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川敷の草焼きなど)
- ・震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防、応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却(災害等の応急対策など)
- ・風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(正月のしめ縄などを焚く行事等)
- ・農業・林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(焼き畑など)
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(暖をとるためのたき火など)

基本目標

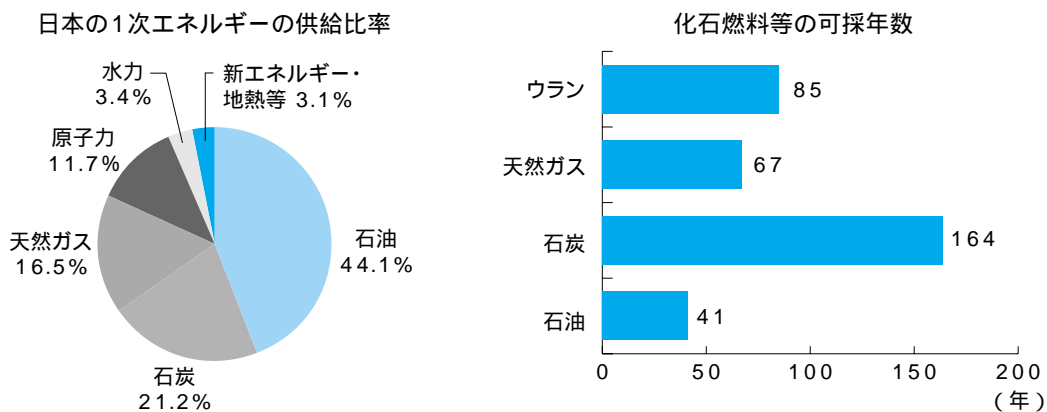
(1)地球環境問題への取組

【現況と課題】

私たちの生活は、さまざまなエネルギー消費のうえに成り立っています。日常生活の中では、テレビや冷蔵庫、冷暖房機器などの家電製品、給湯器、自動車など、社会の中では、製造業や商業、農林水産業、運輸業など、あらゆる生活の場面、経済活動においてエネルギーが消費されています。そのエネルギー消費の約8割は石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料に依存しているといわれています。

世界中で現在のままの消費が続けば、石油はあと41年で、天然ガスは67年で枯渇すると予測されています。日本は資源輸入国で、エネルギーの約8割を海外に頼っており、自給率が低いことから将来的なエネルギーの確保が課題となっています。

図6-4 供給エネルギー比率と化石燃料の可採年数



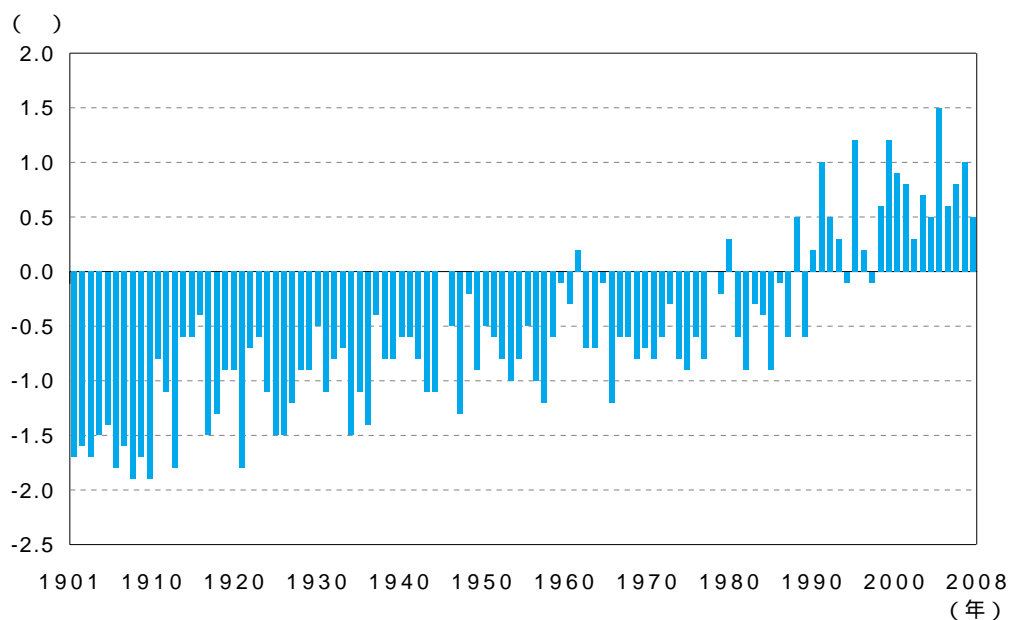
出典：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」

出典：総合エネルギー統計、BP統計

また、エネルギー消費の増加にともない、二酸化炭素(CO₂)の排出量も大幅に増加しています。CO₂排出量の増加は、地球温暖化の主な原因の一つといわれており、海面上昇や異常気象など、生態系に深刻な被害を及ぼす地球規模の問題となっています。

市民アンケートによると、「報道などで、最近特に不安に感じた環境問題」として「地球温暖化」を82.3%の人が挙げています。また、必要な方策として「ごみの減量化・リサイクルの推進」(72.6%)、「太陽光、バイオマス燃料等を利用した新エネルギーの普及」(41.5%)、「省エネルギーの推進」(40.0%)などが多く挙がっています。このような状況を踏まえて、地球温暖化防止対策及び将来的なエネルギー需給の構造改善に向けて、新たなエネルギーの確保と省エネルギーへの取組が緊急の課題となっています。

図6-5 甲府の年平均気温の経年変化

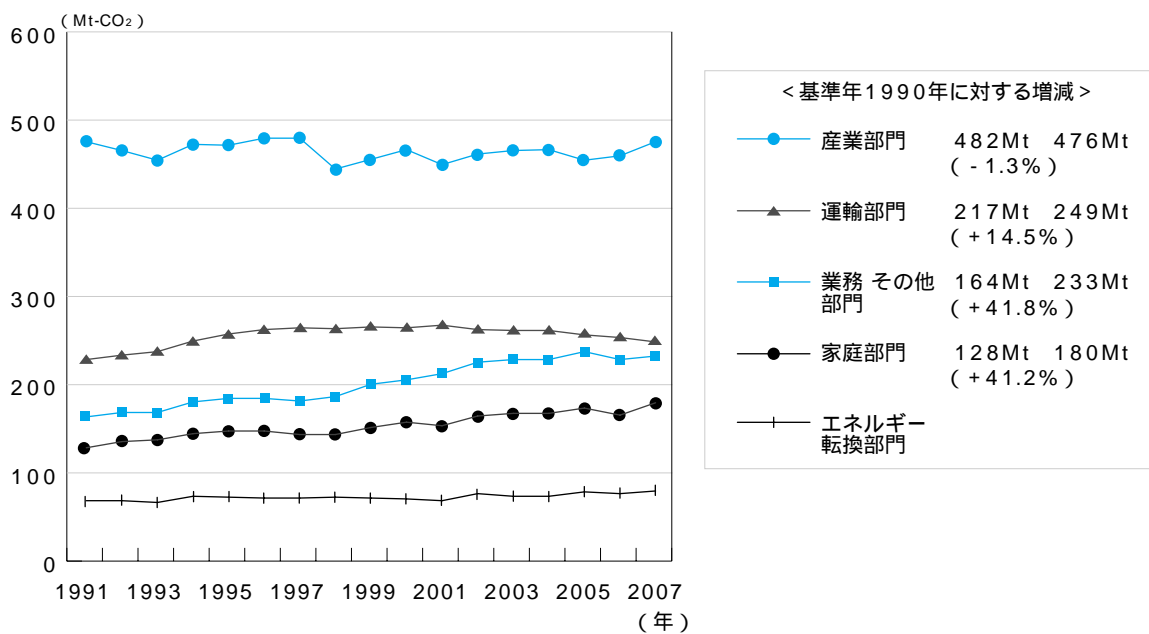


【目標達成への取組】

①環境にやさしいライフスタイル、事業活動の推進

国では2005年の京都議定書の発効にともない、1990年の基準年と比較して2012年にはCO₂排出量を6%削減することを目標としていますが、現在のところ達成は困難な状況にあります。部門別のCO₂排出量の推移を見てみると、基準年と比較して特に高い伸びを示しているのは、「業務・その他部門」(41.8%)、「家庭部門」(41.2%)となっています。

CO₂は温室効果ガスの中でも地球温暖化への影響が最も大きいと言われており、低炭素社会への転換が求められています。そのためには、地球温暖化の現状と我々の社会生活との関わりについてよく理解し、一人ひとりが環境に対する意識を持つことが大切です。そして、ライフスタイルや事業活動などを見直すことで、環境に優しく持続可能な地域社会を構築することが可能となります。

図6-6 部門別CO₂排出量の推移(間接排出量)

出典：温室効果ガスインベントリオフィス

「日本の1990～2006年度の温室効果ガス排出量データ」

各排出量の単位は[百万トン-二酸化炭素(CO₂)換算]

【目標達成への取組】

環境情報の提供 《環境課》

CO₂の排出量や地球温暖化に関する情報、新エネルギー、省エネルギーに関する情報提供を充実します。

4R活動の推進 《環境課》(再掲)

市民を中心に4R活動への協力を求め、環境に優しい生活スタイルを目指します。

リフューズ(Refuse).....「断る」ことです。

スーパーで使用するレジ袋や過剰包装など不必要なものは断りましょう。

リデュース(Reduce).....「減らす」ことです。

ごみを種類別にきちんと仕分けして、ごみの減量に取り組みましょう。

リユース(Reuse).....「再利用」することです。

使えるものはなるべく使用し、廃棄する前に再利用を検討しましょう。

リサイクル(Recycle).....「再資源化」のことです。

再利用しやすいように、ごみをしっかり分別しましょう。

環境に関する公開レポートの作成の推進《管財課、商工観光課、環境課》

公共施設や事業所などにおいて、CO₂の排出量や環境に関する取組状況などについて、公開レポートの作成を進めます。

環境学習の推進《教育委員会、環境課》

小中学校における総合的学習の時間等を利用したエネルギー環境講座や一般向け、あるいは親子参加型のエネルギー環境講座を開催します。

ISO14001の取得の推進《総務課、管財課、商工観光課、環境課》

環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001について、市役所や事業所での導入検討を進めます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
環境に関する情報に積極的に触れ、環境意識をもって日常生活を送るとともに、市の環境施策に協力していきます。	自社のCO ₂ 排出量の把握や、環境保全への取組を行うとともに、積極的に情報公開を行っていきます。	環境情報の提供や環境施策の実施などにより、市民の意識啓発を行なうとともに、自らも率先して環境行動に取り組みます。

②新エネルギーの利用

地球温暖化の進展や資源枯渇の懸念から、化石燃料をメインとしたエネルギー需給構造からの転換が求められています。新エネルギーは石油に代わる代替エネルギーに位置づけられ、持続可能な再生可能エネルギーとして特に導入促進が期待されています。

本市では平成20年度に「中央市地域新エネルギービジョン」を策定し、地域の自然特性を活かした新エネルギーの普及、啓発、導入を進めることとしています。自然エネルギーの活用は地球温暖化防止に役立つだけでなく、地域の環境教育にも貢献できるメリットがあると考えられます。また、わが国では現在のところエネルギー自給率が著しく低く、将来的な化石燃料の枯渇を考えると、新エネルギーの活用が重要となります。

図6-7 新エネルギーの分類(平成20年1月の新エネ法施行令改正を反映したもの)



出典：NEDO技術開発機構、新エネルギーガイドブック

注1：新エネに属する地熱発電はバイナリ方式のもの、水力発電は未利用水力を利用する1,000kW以下のものに限る。

【施策事業】

新エネルギーに関する普及・啓発活動の推進《環境課》

新エネルギーに関して、市民の取組を進めるよう情報提供を行い、普及・啓発活動を積極的に行います。

新エネルギー導入の推進《環境課、全庁》

小中学校や公共施設への太陽光発電、太陽光熱利用、温度差エネルギーなどの設備の導入、及び市民や事業者による太陽光発電、太陽光熱利用設備の導入を推進します。

バイオ燃料製造の実証実験への取組《農政課、環境課》

コーン残渣やソルガムなどを利用したエタノール製造の研究を産・学・官・民共同で進め、研究データを蓄積します。

新エネルギービジョンの実現に向けた取組《環境課、全庁》

平成20年度に策定した新エネルギービジョンに基づき、段階的に新エネルギー導入の取組を進めます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
新エネルギーに対する理解を深めるとともに、太陽熱利用や太陽発電パネルなどの新エネルギー導入を検討していきます。	新エネルギーに対する理解を深めるとともに、電力や冷暖房機器などに新エネルギーの導入を検討していきます。	公共施設などへの新エネルギー導入を率先して行うとともに、市民や事業所への新エネルギー導入に向けて、情報提供や助成金制度などの支援を行います。

(参考：新エネルギービジョンの概要)

基本方針

1. 地域資源を活用した地球にやさしい暮らしづくり

本市は、日照に恵まれ、地下水位が高く、農地が多くあります。これらの特性を活かした新エネルギーの導入と、省エネルギーの推進を市民・事業者・行政それぞれが積極的に進め、環境にやさしいライフスタイル・事業活動への転換を図っていきます。

2. 産・学・官・民の連携による取組の推進

各主体の緊密な連携のもと、新エネルギー導入等の取組による循環型社会の形成が進むようそれぞれが協力し、連携の方策、参加の仕組みを構築します。

3. 情報提供、意見交換による普及

新エネルギーに対する理解や関心が市全体で高まるよう、学習機会の提供や情報発信を行い、意見を互いに交換します。

重点プロジェクト

◆◆◆重点的に進める新エネルギー導入の取組の4つの柱(プロジェクト)です◆◆◆



太陽のちからプロジェクト

市民・事業者の太陽光発電導入とそのサポート
公共施設への太陽光発電の導入
公共施設への太陽熱ソーラーシステムの導入



水のぬくもりプロジェクト

公共施設への地下水利用ヒートポンプの導入
事業者による地下水利用ヒートポンプ導入とそのサポート



緑のめぐみプロジェクト

未利用農産物からのバイオ燃料製造に関する研究の推進



地球にやさしい暮らしプロジェクト

中央市地球温暖化対策実行計画(仮称)の策定
小中学校への太陽光発電・小型風車・マイクロ水力発電機の導入
市民・事業者のエコ・アクション・ポイントへの参加
エネルギー環境学習教室の開催
新エネルギー・省エネルギー総合窓口の設置



③省エネルギーの推進

地球温暖化防止や化石燃料の枯渇などに対する方策として、省エネへの取組は必要不可欠です。省エネとはエネルギーの効率的な使用や余分な消費を抑えることにより、エネルギーの消費量を削減しようというものです。国では1979年に省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)を制定し、2010年度までに原油換算で約5,700万klを削減するための省エネ対策を推進しています。

省エネへの取組はそれほど難しく考えることはなく、まずは身近で出来ることから始めていくことが大切です。冷暖房のこまめな調整や自動車のエコドライブ、使わない電化製品のコンセントを抜く、省エネルギー家電の購入、移動時には公共交通機関や自転車、徒歩を利用する、蛇口をこまめに閉めて節水する、夜間電力の有効活用など、日常生活の中でほんの少し工夫をするだけで大きく変わってきます。また、取組のための情報提供や環境教育を通じての意識啓発が重要となります。

【施策事業】

省エネルギーに関する普及・啓発活動の推進《環境課》

省エネルギーに関して、市民の取組を進めるよう情報提供を行い、普及・啓発活動を積極的に行います。

家庭、事業所、公共施設それぞれにおける省エネへの取組の推進《環境課、全庁》

一人ひとりが環境意識を高く持ち、身近なところから省エネルギーへ取り組みます。また、事業所や公共施設では組織的な省エネへの取組を進めます。

省エネ家電の購入助成金の検討《環境課》

省電力や節水など省エネ家電について、購入に対する補助制度を検討します。

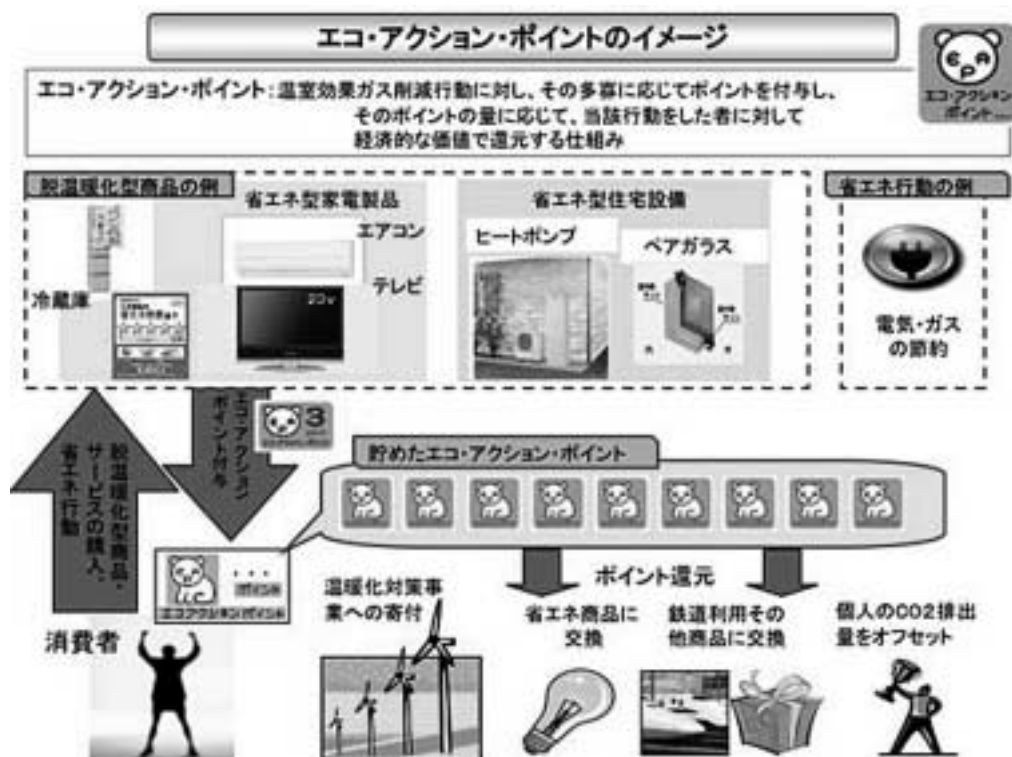
市民・事業者のエコ・アクション・ポイントへの参加《環境課》

省エネ活動への意識づけとして、エコ・アクション・ポイントへの参加を促します。

(エコ・アクション・ポイントとは)

温暖化対策型の商品・サービスを購入するとポイントを獲得でき、貯めたポイントをさまざまな商品に交換できる環境省のプログラムです。実際のCO₂削減量も確認できます。平成20年度にモデル事業が実施され、平成21年度から本格展開されます。

図6-8 エコ・アクション・ポイントのイメージ



市民の役割	事業者の役割	市の役割
冷暖房のこまめな調節や節水、エコバックの活用、省エネ家電の利用など身近なところで出来ることから、取り組みます。	経費の節減、クールビズ、ウォームビズへの取組、省エネルギー活動への参加など、企業の社会的責任を果たせるような取組を進めます。	コピー用紙の節減、クールビズ、ウォームビズへの取組、公用車利用時のアイドリングストップなど率先して省エネルギーへの取組を行います。

④公共交通の充実

本県では住宅やショッピングセンター、病院施設などの郊外化にともない、移動にマイカーを利用するライフスタイルが多く見受けられます。また、女性や高齢者の運転免許保有率の向上などにより車社会の進展が進みました。このような状況の中、公共交通機関の赤字化、不採算路線の廃止などの問題が顕著となっています。高齢者や障害者、子供、学生など交通弱者の移動手段の確保やガソリンの節減による地球温暖化防止などの観点から、公共交通機関の充実及び活用が望まれています。

本市では「中央市地域公共交通総合連携計画」を策定し、利用者ニーズにあった公共交通の実現に向けて取り組んでいます。利便性の高い公共交通網の整備を図るとともに、過度のマイカー依存の生活から脱却することが、地球環境にも優しく、誰もが暮らしやすい、持続可能な社会の構築につながると考えます。

【施策事業】

コミュニティバスの導入の推進《総務課、高齢介護課、福祉課、教育委員会》

交通不便地帯の把握、高齢者需要への対応、通学環境の向上など利用者のニーズにあった、使いやすい市民の足の確保に努めます。

公共交通機関の利用促進《総務課》

事業所におけるノーマイカーデーの設定やなるべく公共交通機関を利用するライフスタイルの転換など、環境に優しい生活への取組を進めます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
できるだけマイカー利用を控え、公共交通機関を利用します。また、近隣への外出は自転車、徒歩などで済ませよう努めます。	ノーマイカーデーの設定など、社員の公共交通での通勤を奨励し、CO ₂ 排出量削減に努めます。	利用しやすい公共交通機関の検討及び提供を図るとともに、職員は率先して公共交通を利用するよう努めます。

4

環境活動の推進

基本目標

(1) 環境活動の推進

【現況と課題】

身近な環境問題から地球環境問題に至るまで、その多くは私たちの日常生活や事業活動に起因しています。問題を解決していくためには、それぞれが、日常生活や事業活動を問い直し、環境への負荷の低減と地域環境の保全に取り組んでいくことが不可欠です。

本市では、自主的に環境保全活動を行っているグループがあり、また、環境保全に関する意識の高まりを背景として、そのような活動に参加する人も増えつつあると考えられます。

市民アンケートの結果では、「地域や市の取組への参加意向」について、77.6%の人が、「機会があればぜひ参加したい」あるいは「内容によっては参加しても良い」と答えています。意欲ある市民や団体、事業者の活動を促進し、それらを結び付けていく取組が求められています。

【目標達成への取組】

① 環境活動の推進

環境保全に関する意識の高まりを受け止める体制づくりが必要になっています。環境保全活動への参加の機会を確保し、一人ひとりの活動や団体相互の取組をネットワーク化する必要があります。

【施策事業】

緑化運動、花いっぱい運動の推進《農政課、環境課》

市民が行う緑化運動や花いっぱい運動を支援します。

環境美化運動の推進《環境課》

市全域の一斉清掃活動を実施します。また、団体や事業者が行う清掃活動などに対してごみ処理費用を減免するなどの支援を行います。

資源ごみ回収運動の推進《環境課》

資源ごみの回収事業はリサイクル意識の定着に効果的です。自治会ごとの回収や24時間リサイクルステーションの運営を引き続き実施し、より効果的なシステムの構築について検討します。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
市が実施する清掃活動や地域で取り組む環境保全活動に機会を見つけて参加します。	市が実施する清掃活動や地域で取り組む環境保全活動に機会を見つけて参加します。	市民や事業者が参加しやすい機会の確保と充実に取り組みます。市民や事業者の活動をサポートします。

基本目標

(2)環境教育・学習の推進

【現況と課題】

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因しています。私たち一人ひとりが原因者であり、私たち自身あるいは将来世代がその影響を受けるという認識を持つことが必要です。このため、環境問題の正しい理解を進め、環境保全意識を醸成するための環境教育・学習がより重要になっています。

市民アンケートの結果では、「環境教育分野」において、市が重点的に取り組む施策として、「こどもへの環境教育の充実」を70.7%の人が望んでいます。

【目標達成への取組】

①学校における環境教育の推進

次代を担う子どもたちへの環境教育は、大量生産、大量消費、大量廃棄社会システムから脱却し、資源循環型の社会を構築していく上で必要不可欠です。市内の小中学校における環境教育の充実を進めていきます。

【施策事業】

自然体験教育の充実《農政課、教育委員会、環境課》

理科や総合的な学習の時間などを活用し、野外活動や農林業体験などを通じて児童生徒が自然とふれあう機会を設け、発達段階に応じた自然体験教育の充実を図ります。

環境出前授業(仮称)の実施《環境課》

幅広い分野に対応するため社会人講師の活用、市担当職員の派遣、大学等との連携による、環境出前授業を実施します。

職場体験、施設見学の実施《環境課》

環境課の仕事の紹介や、廃棄物処理施設、新エネルギー導入施設などの見学を実施します。

環境教育指導力の向上《教育委員会、環境課》

大学等と連携し、小中学校教職員の環境教育指導力の向上を図ります。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
家庭で環境について話し合う機会、子どもが自然とふれあう機会を増やします。	社会人講師の派遣などについて市の施策に協力します。	学校での環境教育の充実を推進します。

②環境情報、環境学習機会の提供

環境問題の正しい理解や自主的な取組の推進のためには、正確な情報や十分な学習機会を提供していくことが必要です。様々な機会を見つけて環境に関する情報を広く提供するとともに、市民や事業者のための学習機会を設けます。

【施策事業】

環境教育副読本の作成《教育委員会、環境課》

地域の素材を活かした環境副読本などの教材を作成し、学校教育、社会教育などの場で活用します。

環境ライブラリーの整備充実《教育委員会、環境課》

環境学習資料を収集、整理し、学校やグループ、事業者への貸し出しを行います。

環境教育指導者研修会の実施《環境課》

大学等と連携し、環境教育指導者養成のための研修会の実施を検討します。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
家庭で環境について話し合うなどの機会を増やします。環境問題への理解を深めます。	環境に関する職場研修などの実施を検討します。	様々な媒体、機会を通じ、環境情報、学習機会の提供を行います。